

(案)

**公立大学法人京都市立芸術大学
中期目標期間の中間点における
業務実績評価書(案)**

平成28年2月

公立大学法人京都市立芸術大学
評価委員会

I 評価方法

1 評価の構成

「項目別評価」及び「全体評価」による。

2 項目別評価

ア 法人による自己評価

法人が、中期目標期間の中間点における進捗状況という視点から自己点検・評価したうえで、報告書に計画の実施状況等を記載する。

教育・研究に関する事項については、実施状況のみを記載し、それ以外の事項については、以下の4段階により進捗状況の記号を記載する。

【評価基準】

評価区分	評価内容
Ⅳ	中期計画で設定した目標を上回って達成できる見込み。
Ⅲ	中期計画で設定した目標を達成できる見込み。
Ⅱ	中期計画で設定した目標を達成できない見込み。
Ⅰ	中期計画を実施していない。

イ 評価委員会による評価

中期計画の項目ごとに、法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証し、達成状況について上記の4段階で評価を行うとともに、法人による自己評価と評価委員の判断が異なる場合には、その理由等を示す。ただし、教育・研究に関する事項については、法人が記載した計画の実施状況等から進捗状況を確認する。

ウ 評価委員会による評定

上記イの検証を踏まえ、項目ごとに中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を示すとともに、特筆すべき点や遅れている点にコメントを付す。

「教育研究に関する事項」を除いた「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報の提供」及び「その他の業務運営」の各項目について、以下の5段階により進捗状況を評定する。

【評価基準】

ランク	評定	判断基準(目安)
S	中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	評価委員会が特に認める場合
A	中期計画の達成に向けて順調に進んでいる	すべてⅣ又はⅢ
B	中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる	Ⅳ又はⅢの割合が9割以上
C	中期計画の達成のためにはやや遅れている	Ⅳ又はⅢの割合が9割未満
D	中期計画の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

※上記の判断基準は目安であり、法人の諸事情を勘案し、総合的に判断する。

3 全体評価

項目別評価結果及び報告書の内容を踏まえ、中期計画の進捗状況を記述式により評価する。

Ⅱ 評価結果

□ 項目別評価

1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価	—
----	---

ア 業務の進捗状況に関するコメント

イ 特筆すべき点

ウ 遅れている点

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標

評価	
----	--

ア 業務の進捗状況に関するコメント

イ 特筆すべき点

ウ 遅れている点

3 財務内容の改善に関する目標

評価	
----	--

ア 業務の進捗状況に関するコメント

イ 特筆すべき点

ウ 遅れている点

4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

評価	
----	--

ア 業務の進捗状況に関するコメント

イ 特筆すべき点

ウ 遅れている点

5 その他業務運営に関する重要目標

評価	
----	--

ア 業務の進捗状況に関するコメント

イ 特筆すべき点

ウ 遅れている点

□ 全体評価